

監査結果に係る措置通知書

市民局	
監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p>(1) 不適切な随意契約について</p> <p>予定価格が100万円を超える委託契約については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号から第9号までに定める要件に該当しない限り、随意契約によることはできないものである。</p> <p>ところが、広聴統計課においては、予定価格が100万円を超える令和2年度広聴相談業務管理システム保守管理業務委託契約について、同施行令に定める要件に該当しないにもかかわらず随意契約を行っていた。</p> <p>契約の締結に当たっては、関係法令等に則り、適正に処理する必要がある。</p>	<p>再発防止のため、局内課長会において区政課長から監査結果等を説明するとともに、新たに作成した、随意契約の根拠条項・該当要件の確認のための「随意契約チェックシート」を起案・決裁の際に必ず添付し、確実にチェックするよう周知した。</p> <p>また、局内各課公所長に対し、監査結果を踏まえた留意すべき事項について所属職員へ周知徹底するとともに、事務事業が適正に執行されているか日常的に確認・点検するよう、局長名で通知した。</p> <p>加えて、次年度以降も着実に引き継がれるよう、毎年4月1日付で通知している局内の業務運営上の留意事項の中に、今回の指摘事項及び改善措置を踏まえた内容を記載することとした。</p> <p>担当課（広聴統計課）においては、「随意契約ガイドライン」を活用し、地方自治法施行令に定める随意契約の要件等について、課内研修を実施し、周知徹底と注意喚起を行った。</p> <p>市民局内課長会における周知日 令和2年7月20日及び27日 局内通知日 令和2年7月20日 広聴統計課内研修実施日 令和2年7月14日</p>